

第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画 策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

老人福祉法及び介護保険法に基づく令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が令和9年3月をもって終了するため、民間事業者の高齢者福祉及び介護保険事業に関する高度な専門性と計画策定等に関する豊富な情報・知識を活用し、令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を円滑かつ効果的に策定する。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項において市町村が策定するよう努めなければならないとされている認知症施策推進計画についても、本計画の中で策定を行う。

第2 業務概要

- 1 業務名 第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務
- 2 業務内容 「第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務仕様書」のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予定価格（提案価格の上限）は5,665,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、業務委託料の積算にあたっては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算の減額、削除等があった場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、徳島市はその損害について一切負担しない。

第3 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市健康福祉部高齢介護課管理係

電話 088-621-5587

FAX 088-624-0961

電子メール korei_kaigo@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 第8期または第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定において、地方公共団体が発注する業務の受託実績を有する者であること。
- (6) セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適応評価制度の認証取得またはプライバシーマーク付与認定の取得を証明できること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

エ 納税証明書、登記事項証明書、財務諸表

※徳島市の物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載されていない者の場合のみ。

オ ISMS 認証取得を称する登録証またはプライバシーマーク使用認証の写し

(2) 提出期限 令和8年4月22日（水曜日）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等により期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年4月27日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書により通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和8年5月1日（金曜日）午後5時まで
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。
郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等により期限までに必着のこと。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書により通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下、「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、別紙「第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務仕様書」に基づき、次の事項について提案すること。

なお、提出書類に基づきプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。

ア 本業務の目的

- ・業務の目的と国や関連法令等の動向、本市の現状と課題について記載すること。

イ 業務遂行能力及び実施体制について

- ・業務のスケジュール及び実施体制を記載すること。

ウ 企画提案

- ・本市の施策、事業及び介護給付費等の推移を踏まえた地域分析について記載すること。
- ・第10期徳島市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画の方向性（基本的視点、全体構成）に関する提案について記載すること。
- ・人口、高齢者人口及び要支援要介護認定者数の人口推計、サービス見込量の推計、保険料の認定等の手法について具体的に記載すること。
- ・国や他自治体の動向等の把握について記載すること。
- ・計画書の改善提案（内容・施策・ページ構成・レイアウト等）について記載すること。
- ・地域支援事業の充実のため、取り組むべき施策とそれに伴う効果的な手法について記載すること。
- ・認知症施策推進計画に関する基礎調査の実施手法及び集計・分析の方向性について記載すること。

エ 独自提案

- ・仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。

2 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

- (1) 企画提案内容が分かる書類（任意様式）
- (2) 業務実施体制調書（様式第4号）
- (3) 業務責任者及び担当者の業務実績調書（様式第5号）
- (4) 業務に係る事業費積算内訳（提案価格）（任意様式）
 - ・事業費積算内訳は、人件費、事業費など内訳が分かるよう記載すること。
 - ・提案価格は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
 - ・提案価格が、本要領「第2の4 予算概要等」の予定価格を超える場合は失格とする。

3 記入上の留意事項

- (1) 表紙は、「第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務企画提案書」とすること。

正本は、表紙に事業者の住所、商号又は名称を記載する。
副本は、提案者を指定できる情報（名称、ロゴ等）を記載しないこと。
- (2) A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3版も可とするがA4判に折り込むこと。

ページ数は、表紙、目次を含めて15ページ以内（A3判は、片面につき2ページと勘定する。）にまとめ、ページ番号を付しておく。
- (3) 企画提案書は、「第6の1 提案内容」の記載内容に沿って記載し、文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載すること。また、本文の文字サイズは10.5ポイント以上とし、多色刷り、両面印刷を可とする。
- (4) 本業務において企画提案をすることができるのは1案のみとし、提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年5月8日（金曜日）午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等により期限までに必着のこと。
- (4) 提出部数 正本1部 副本9部

5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第7 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

- ア 提出書類 質疑書（様式第6号）
- イ 提出期間 令和8年5月7日（木曜日）午後5時まで
- ウ 提出場所 第3に同じ
- エ 提出方法 電子メール又はFAXにより提出すること

(2) (1)の回答方法は、随時、本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。
なお、質問に対する回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加及び修正として取り扱う。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務に関するプロポーザル方式事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーション及び質疑応答はそれぞれ15分以内とする。
- イ 企画提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ウ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3人までとする。
- エ パワーポイント等使用する場合は、プロジェクター（接続コード含む）、スクリーンは本市で用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意するものとする。なお、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないため

留意すること。

オ プレゼンテーションではあらかじめ提出した企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料を配布することは認めないものとする。

オ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

3 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙「審査表」の評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 基本的事項
- (2) 業務実績・業務責任者
- (3) 実施体制
- (4) 企画提案
- (5) 見積価格

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。なお、評価点数の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

ただし、得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が6割未満の場合は、受託候補者として特定しないことがある。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 企画提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があつた日から7日以内までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等により期限までに必着のこと。

(2) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年6月5日（金曜日）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

契約保証金を要する。

※ただし、徳島市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除できる。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年4月8日から令和8年4月22日まで
質疑書の受付	令和8年4月8日から令和8年5月7日まで
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和8年4月24日
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和8年5月8日まで
プレゼンテーション	令和8年5月中旬予定
審査結果通知・公表	令和8年5月下旬予定
契約締結	令和8年5月下旬予定

第12 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参または郵送の方法により、参加辞退届（様式第7号）を徳島市健康福祉部高齢介護課へ提出すること。

第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
ただし、徳島市情報公開条例等の関係規定に基づき公開することがある。
- 5 郵送により書類を提出する場合、書類の送達等を含めたすべての内容について、参加者の責任とし、本市は責任を負わないものとする。

【審査表】 第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務委託に関する事業者選定

【審査項目及び配点】

※ 評価の基準 … きわめて優れている「5」 優れている「4」 普通「3」 やや劣っている「2」 劣っている「1」

※ 1次特部分のみご記入ください。

審査項目	評価の視点	採点指標	評価点 (A)	係数 (B)	得点 (A×B)	配点
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の趣旨を十分に理解し、本市と連携して委託業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。 	要領や仕様書に基づき、提案書には必要な項目や情報が記載されており、その内容が適切かつ効果的なものであるか。		1		5点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去に他の自治体において類似業務の受注実績があり、適正に業務が履行されてきたか。 	他の自治体における第8期または第9期介護保険事業計画策定において実績があるか。		1		5点
業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> 業務責任者の経歴は十分か。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務責任者が類似業務において実績があるか。 業務責任者の経歴や保有資格等から判断して、遂行能力が十分であるか。 		1		5点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務を継続的・的確に遂行できる体制が整えられているか。 業務の実施スケジュールは、適切で無理のないものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務を実施にあたり、十分なスタッフがいるか。 業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できるか。 業務スケジュールが、最大の効果を発揮するように適切かつ効果的に設定されているか。 		1		5点
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握> <ul style="list-style-type: none"> 本市の施策、事業及び介護給付費等の推移を踏まえた地域分析が行われているか。 分析> <ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針に基づいた分析、見える化システムを活用した分析手法となっているか。 2040年度を見据えて、人口推計等を行うことができるか。 介護サービス見込量を推計するにあたり、施策反映を行う考えがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 見える化システム等から、本市の地域の特性、分析が行われているか。 国の基本方針に基づいた分析、見える化システムを活用した分析手法となっているか。 2040年度を見据えて、人口推計等を行うことができるか。 介護サービス見込量を推計するにあたり、施策反映を行う考えがあるか。 		3		15点
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 同等の動向把握> <ul style="list-style-type: none"> 第10期高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画の策定にあたり論点となる課題や重視すべき事項について適切に捉えているか。 国や他の自治体の動向(先進事例)を踏まえた提案とされているか。 地域支援事業の充実のため、取り組むべき施策とそれに伴う効果的な手法が提案されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第10期高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画に記載すべき項目等について、理解がされているか。 地域支援事業の効果的な実施に向けた提案となっているか。 		3		15点
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策推進計画に関する基礎調査> <ul style="list-style-type: none"> 本市の認知症施策を検討するために適切な分析手法となっているか。 調査の分析結果を認知症施策推進計画の策定に適切に反映できる提案とされているか。 国や他の自治体の動向(先進事例)を踏まえた提案とされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の課題を把握し認知症施策の策定に反映することのできる設問設計支援、分析手法となつているか。 認知症施策推進計画の施策や連携管理につなげられるような調査の工夫、分析手法となっているか。 国の動向や指針等を踏まえた提案となっているか。また、他の自治体の動向等を調査し、先進事例の情報収集に努めているか。 		2		10点
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> 本市が仕様書に提示している以外のことについて、委託業務達成に有意義な独自の提案がされているか。 他の事業者と比較して見積価格が安価であるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市が提示した業務以外の業務や体制、独自の提案がなされているか。 その内容や費用が適切であり、本業務の実施にあたってより高い効果を生むと判断することができるか。 本市の負担軽減に資するような提案、工夫がなされているか。 		3		15点
見積価格		<ul style="list-style-type: none"> 価格点＝最低見積価格÷見積価格 価格点に対応して以下の点数を付する。 1.0＝10点、0.95以上1.0未満＝8点、0.9以上0.95未満＝6点、0.85以上0.9未満＝4点、0.8以上0.85未満＝2点、0.8未満＝0点 				10点
合計			合計			100点